

雲仙市監査委員告示第2号

平成30年12月19日付け30雲監第65号における監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年10月27日

雲仙市監査委員 山田義雄  
雲仙市監査委員 渡辺勝美

2 雲入第442号  
令和2年9月28日

雲仙市監査委員 山田 義雄 様  
雲仙市監査委員 渡辺 勝美 様

雲仙市長 金澤 秀三郎

### 地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

平成30年12月19日付け30雲監第65号における監査結果の報告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

#### 記

#### 1. 監査報告（意見）

##### （1）条例及び規則等の整備について

公の施設として位置づけられている施設は、地方自治法第244条の2第1項において、設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないと規定されているが、財産管理課所管の「橘湾マリンセンター」は、条例の制定がなされていなかった。

また、条例は制定されても管理に関する事項について、福祉課所管の5施設（瑞穂ヘルシー会館・吾妻老人憩の家・千々石老人福祉センター橘荘・小浜老人福祉センター・木場ふれあいセンター）及びスポーツ振興課所管の3施設（みずほ温泉千年の湯・みずほすこやかランドふれあい会館・みずほ

すこやかランドふれあいプール）は、指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定であるのに、指定管理をしない場合、即ち市が直営する場合における管理等に関する規定がなく、管理規則では条例との整合がとれていない規定も見られた。

さらに、現在自治会の集会施設として利用されている旨説明があった農林水産課所管の2施設（吾妻萩ノ本地區多目的研修集会施設・吾妻永中地区多目的研修集会施設）は、条例には管理に関する規定として公共的団体に委託すると規定されているのみであるが、平成15年の地方自治法の一部改正により、管理委託制度は廃止されている。

「橘湾マリンセンター」については、小浜温泉観光協会の事務所として使用されているという実態に鑑み、本監査後所管課において行政財産から普通財産へ用途変更がなされたと報告があつてあるが、前述の福祉課所管5施設、スポーツ振興課所管の3施設及び農林水産課所管の2施設はもとより、それ以外の公の施設についても、条例・規則の不備や不整合等について、確認のうえ、是正されたい。

## （2）使用許可について

使用許可については、ほとんどの施設が市長又は教育委員会若しくは指定管理者の権限となっているが、スポーツ振興課所管の3施設（みずほ温泉千年の湯・みずほすこやかランドふれあい会館・みずほすこやかランドふれあいプール）は、（1）に記述したとおり指定管理者の管理しか規定されていないのに、現在、市が直営しており、許可・管理権限があいまいになっている。

また、事務決裁規程別表第2では、公の施設の利用の許可は、課長専決と規定されているのに、指定管理施設を除き、農林水産課所管の9施設（国見農村環境改善センター・国見神代地区多目的研修施設・国見多比良地区馬場集落センター・瑞穂農業者健康管理施設・愛野農業研修センター・愛野農業者トレーニングセンター・小浜北串住民センター・富津漁民センター・千々石多目的集会施設）が課長専決ではなかった。

さらに、監査資料には使用許可の決裁者は担当課長と記載しているものの、教育委員会所管の施設は、管理する施設数も多く、各地区に分散していることもあるってか、1か月分の使用許可申請書をまとめて各地区の駐在が担当課長に使用許可をした旨「報告」を行っている現状であった。併せて、瑞穂農業者健康管理施設については、正式な手続きを経ないまま、その管理等を教育委員会に事務委任されており、条例で市長権限となっている利用許可が教育委員会で行われている。

また、観光物産課所管の小浜地区所在3施設（小浜公会堂・雲仙メモリアルホール・雲仙やまびこ会館）は、利用申請時に決裁印がなかった。さらに、スポーツ振興課所管のみずほすこやかランドふれあい会館でも、担当課長による決裁がなされておらず、申請様式も市の規定に無い指定管理用のものを使用していた。

市民・利用者の利便性や事務処理の効率化等を勘案した取扱いと思われるものはあるものの、現に条例や規則等に反している状態となっているため、利便性等を極力低下させること無く、事務の効率性にも配慮しながら、決裁を含め合規性が確保できる使用許可手続きとなるよう、是正されたい。

また、愛野中学校体育館において、許可なく使用され、1ヵ月以上遅れて使用許可申請及び使用料の納付が見られる事案があった。このような取扱いは財産管理上決して許容されるべきものではなく、再び同様の事案が発生しないよう、全庁的に確認及び対策を検討されたい。

なお、目的外使用許可は1年間が原則であるのに、特別な理由の記載も無く、また、事務決裁規程で副市長専決と規定されているのに、部長専決で3年間の許可をしている事案があった。特別な措置として3年間の許可をするのであれば、その理由等を明記すべきであり、また、庁舎等の目的外使用については、その床面積等に余裕があり、事務の効率化等につながるのであれば、自販機の設置を含め、地方自治法第238条の4第2項に規定する行政財産の「貸付け」も検討すべきではないかと思われる。

また、南串山保健福祉センター及び愛野保健福祉センターの場合、支所で申請受付をする取扱いとなっているが、施設に嘱託職員が常駐している他の施設同様、住民の利便性等に配慮し、センターでの受付等ができるよう、検討されたい。

併せて、目的外使用許可を行った場合は、取扱要領第17条において、使用許可台帳の作成が義務付けられているが、作成されていない施設が見られたので、台帳整備の必要性を十分認識され、整備に努められたい。

### （3）使用料の算定・徴収について

使用料の納付時期について、例えば、小中学校体育施設開放の管理利用に関する条例のように、「許可の際に納付しなければならない」旨規定されている施設で、例外規定を設けられていないにもかかわらず、一部又は全部の使用料の納付が許可後又は使用後に納付されることが常態化しているように思われる。また、条例で納付時期を明確化していない施設も9施設見られた。

ヒアリングの中で納付が遅れる主な理由を確認したが、真にやむをえない

と認められる理由や場合もあるため、許可後納付を認めることができるよう、条例の規定内容及び許可手続き等の見直しについて検討されたい。

なお、自販機の目的外使用許可において、使用許可面積と空き缶入れを含めた実際の設置面積について、5箇所が過少面積であったとの報告があったので、今後実測による正しい面積での使用料を算定、徴収されたい。

使用許可や使用料の算定及び後述する減免の適用等については、市役所全体に共通した事務処理ルーチン及びチェック体制の整備を検討されたい。

#### (4) 使用料の減免について

使用料の減免については、条例では「減免することができる」旨の規定であるにもかかわらず、減免申請を要せず減免の適用を行っている施設が生涯学習課（生涯学習班）所管の全16施設あり、また、減免申請を要する施設であっても、総務課及びスポーツ振興課所管の全施設において、使用許可申請書に減免を申請する旨の文言を記載していなかった。また、申請書の担当課記載欄に減免の適用根拠、減免する額等の記載が全くない施設も見られた。

減免しなければならないという、減免義務規定とはなっていないことから、減免申請は必要であると思われ、併せてその減免の根拠や減免額等も明示する必要があると思われる所以、改善されたい。

次に、商工労政課所管の1施設（リフレッシュセンターおばま）、農林水産課所管の愛野農産物集出荷施設を除く9施設及び健康づくり課所管の全4施設において、設置管理条例に使用料の減免権者が「市」と規定されているが、あくまでも「市長」が減免権者ではないかと思われる。

#### (5) 使用料減免の額の算定等について

減免の決定は、事務決裁規程によると、減免基準によるものが「部長」、減免基準によらないものが「副市長」と、専決区分が規定されているが、通常の減免の場合、担当課長の専決が43施設もあった。これは、申請者が利用申請と減免申請が同時様式のためと思われるが、本来決裁者（専決者）が決裁して初めて行政行為を執行でき、施設の使用許可、減免決定等の処分が効力を發揮するものではないかと思われるため、使用許可同様、決裁や事務手続き等について、例規等の見直しを含め、是正されたい。

なお、減免規則において、「免除」と「減額」の区分があるが、「減額」については、その内容及び実際の取扱いは、「一部免除」となっている。現場での混乱をきたさないよう、用語及び内容の見直しも検討されたい。

#### (6) 使用料減免の公正・公平性について

減免規則が制定され、多くの施設が同一の基準のもと、財政課より示され

た団体例等により、減免を適用しており、減免規則対象外の施設においても、減免規則に準じて減免を適用しているので、減免申請の要否を除くと、一定の公正や公平性は確保されていると考える。また、市議会でも問題とされていた土地改良区事務所の目的外使用については、本年、使用料等の見直しをされ、公平性を確保されたとの報告を受けたところである。

今後とも、同一課内、同一部局内のみならず、使用料の徴収及び減免については、公正・公平性を確保されるよう望むのである。

#### (7) その他

以上、前述の意見以外にヒアリング時に担当課に口頭で指摘を行ったものもあるが、それぞれの担当課では正、対処されたい。

## 2. 措置の状況

上記の監査報告を受け、関係部局において調査・検討を行い、次のとおり措置を行った。

措置内容は、別紙「平成30年度雲仙市定期監査及び行政監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況」のとおり

なお、今後も施設の使用料等については、市民・利用者の利便性や事務処理の効率化を考慮しつつ、条例・規則の不備や不整合等の是正に努め、適正かつ効率的な施設の管理運営に努めたい。

## 平成30年度豊田市定期監査及び行政監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況

No	指摘項目	対応	監査指摘事項	施設名称	担当部署	対応の状況又は今後の対応方針
1	条例及び規則等の整備について	済	条例が制定されていない。	橋本マリンセンター	財産管理課	現在の使用の実態に鑑み、行政財産から普通財産へ用途変更済み。
2		済	指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定であるのに、市が直営する場合における管理に関する規定がない。	みずほ温泉千年の湯 みずほすこやかラン ドふれあい会館 みずほすこやかラン ドふれあいプール	スポーツ振興課	平成31年第1回定例会において、市が直営する場合における管理に関する規程を追加改正済み。
3		済	指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定であるのに、市が直営する場合における管理に関する規定がない。	瑞穂ヘルシー会館 吾妻老人憩いの家 千々石老人福祉センター 小浜老人福祉センター 木場ふれあいセンター	福祉課	令和元年第3回定例会において、条例の全部改正により、市が直営する場合における管理に関する規程も盛り込んだ。
4		未済	条例上、公共的団体に委託すると規定されているが、平成15年の地方自治法改正により管理委託制度は、廃止されている。	吾妻萩ノ本地區多目的研修集会施設 吾妻永中地区多目的研修集会施設	農林課	現在、ほぼ地元自治会に譲渡されたような状況となっているため、自治会集会場のあり方の協議の中の一施設として、調整が済み次第、譲渡による条例廃止を行う予定としている。令和元年度5~3月に自治会へ方向性の説明会を開催し、引き続き協議中。
5	使用許可について	済	現在、市が直営しているが、条例上は、指定管理者が使用許可を行うとなっており、許可・管理権限があいまいとなっている。	みずほ温泉千年の湯 みずほすこやかラン ドふれあい会館 みずほすこやかラン ドふれあいプール	スポーツ振興課	平成31年第1回定例会において、市が直営する場合における管理に関する規程を追加改正済み。
6		未済	事務決裁規程の規定では、課長専決となっているが、実際は課長専決ではなかった。	国見農村環境改善センター 国見神代地区多目的研修施設 国見多比良地区馬場集落センター 瑞穂農業者健康管理施設 愛野農業研修センター 小浜北串住民センター 富津漁民センター 千々石多目的集会施設 愛野農業者トレーニングセンター（愛野体育館）	農林課	〈農林課〉全施設の施設条例内容にバラつきがあり、内容調整を含めて、検討中。 〈スポーツ振興課〉 愛野体育館は、平成31年度（令和元年度）から社会体育施設の設置及び管理に関する条例により管理しており、他の体育施設と同じ取扱いをしている。 〈人事課〉 事務決裁規程の改正により、支所長決裁で対応できないか検討中。
7		未済	正式な手続を経ずに、管理等を教育委員会に事務委任しており、条例で市長権限となっている利用許可が教育委員会で行われている。	瑞穂農業者健康管理施設	農林課	担当課同士で打合せを行っているが、耐震問題など整備が必要な事項が判明し、移管及び条例改正という結論にまで至っていない。
8		未済	事務決裁規程の規定では、担当課長専決となっているが、実際は、1月分の使用許可申請書をまとめて各地区的駐在嘱託職員等が使用許可した旨を「報告」している。	教育委員会所管各施設	スポーツ振興課	〈生涯学習課〉 「管理する施設数が多く、地区も分散しており、施設現地と本庁との距離があり、時間的、物理的に困難であるため、指摘のあった方法により対応しているが、事務手続等を精査し、例規改正や運用改善により対応する予定であり、愛の夢未来センターにおいては、総合支所長に文化会館担当課長の辞令(併任)を発令し担当課長決裁(専決)ができるようにした。 〈スポーツ振興課〉 平成31年度（令和元年度）から利用申請1件ごとに決裁を行っている。 〈人事課〉 事務決裁規程の改正により、他の事例との均衡を図りつつ、駐在嘱託職員等（会計年度任用職員）の処理で許可が完結できないか検討中。

## 平成30年度雲仙市定期監査及び行政監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況

No	指摘項目	対応	監査指摘事項	施設名称	担当部署	対応の状況又は今後の対応方針
9		済	利用申請書に決裁印がなかった。	小浜公会堂 雲仙メモリアルホール 雲仙やまびこ会館	観光物産課	利用申請書に、ゴム印により決裁欄を設け、決裁印を押印することで対応済み。
10		済	担当課長による決裁がなされておらず、申請様式も市の規程に無い指定管理者用のものを使用していた。	みずほすこやかランド	スポーツ振興課	平成31年度（令和元年度）から課長決裁を行っている。申請様式については教育委員会用に変更し使用している。
11		済	許可無く使用され、1ヶ月以上遅れて使用許可申請及び使用料納付がされている案件があった。	愛野中学校体育館	総務課 スポーツ振興課	同種の事案が見られた際には、申請者、利用者等に指導を行う。
12		済	目的外使用許可是、1年以内が原則であるのに、特別な理由の記載もなく、部長専決で3年間の許可をしている事案があった。	庁舎その他各施設	財産管理課等	条例等に従い適正な事務手続を行うよう、財産管理課において、随時指導を行っている。
13		済	各総合支所で申請受付をする扱いとなっているが、施設に嘱託職員が常駐している他の施設と同様に、センターでの受付等ができるように検討されたい。	愛野保健福祉センター 南串山保健福祉センター	健康づくり課	愛野保健福祉センターでは、「愛の夢未来センター」の完成に伴い、支所と施設との距離が近くなるため、今後も支所受付とする。 南串山保健福祉センターでは、ご指摘をいただき、事務取扱の見直しを行い、平成31年4月から同センターでの申請受付・使用料納付等が可能となった。
14	使用料の算定・徴収について	未済	条例では、使用料を「許可の際に納付しなければならない」となっており、例外規定がないにもかかわらず、使用料が許可後又は使用後に納付されることが常態化している施設がみられる。また、条例で納付時期を明確化していない施設もみられる。	学校開放施設、社会体育施設等	総務課、スポーツ振興課等	近隣市の条例を確認したところ、本市の条例と同様の内容がほとんどであり、条例改正にいたっていない。現在のところ、定期的に納付状況を確認し、納付がされていない場合は、当該団体は新たな許可はしないという運用を行っている。
15		済	自動販売機の目的外使用許可において、使用許可面積が実際の設置面積よりも過小となっているものが5箇所あった。	庁舎等	財産管理課等	平成31年度申請分から、実際の設置面積に修正し、正しい面積での使用料の算定、徴収を行っている。
16	使用料の減免について	済	条例では、「減免することができる」となっているにもかかわらず、減免申請を要せず減免の適用を行っている。	匡見町文化会館 吾妻町ふるさと会館 ハマユリックスホール 雲仙市瑞穂町公民館 雲仙市千々石町公民館 雲仙市小浜町文化館 雲仙市小浜町飛子公民館 雲仙市小浜町山領公民館 雲仙市小浜町富津公民館 雲仙市小浜町金浜公民館 雲仙市小浜町北野公民館 雲仙市小浜町木指公民館 雲仙市小浜町南本町公民館 雲仙市小浜町小田山公民館 雲仙市南串山コミュニティセンター 雲仙市南串山文化センター	生涯学習課	減免申請書を提出してもらうよう、運用を改めた。
17		済	使用許可申請書に、減免を申請する旨の文言を記載していないかった。また、申請書の担当課記載欄に減免の適用根拠、減免する額等の記載が全くない施設もみられた。	学校開放施設 社会体育施設	総務課 スポーツ振興課	指摘事項に対応するよう修正した申請書を作成し、使用している。

## 平成30年度雲仙市定期監査及び行政監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況

No.	指摘項目	対応	監査指摘事項	施設名称	担当部署	対応の状況又は今後の対応方針
18		済	条例では、使用料の減免の許可権者が「市」と規定されているが、あくまでも「市長」が減免の許可権者ではないか。	国見農村環境改善センター 国見神代地区多目的研修施設 国見多比良地区馬場集落センター 瑞穂農業者健康管理施設 愛野農業研修センター 小浜北串住民センター 富津漁民センター 千々石多目的集会施設 雲仙市吉妻保健センター 雲仙市愛野保健福祉センター 雲仙市千々石保健センター 雲仙市南串山保健福祉センター	農林課 健康づくり課	(健康づくり課・農林課) 今後の対応につきましては、ご指摘のとおり減免権者である「市長」が適切と判断しておりますが、同様の指摘があった、他課の施設と統一した対応となるよう情報共有を行なながら、他の改正に合わせて、適時、文言の整理を行っていく。
19	使用料減免の額の算定について	済	事務決裁規程によると、減免の専決権者は、減免基準によるものが「部長」、減免基準によらないものが「副市長」とあるが、通常の減免の場合、担当課長による専決で減免を行っている施設が43もあった。	43施設	担当課	公共施設の使用に関する減免の決定に限り、減免基準によらないものが「副市長」専決、減免基準によるものが「課長」専決と事務決裁規程を改正し、令和元年1月1日から施行した。
20		済	減免規則において、「免除」と「減額」の区分があるが、その内容及び実際の取扱いでは、「減額」ではなく「一部免除」となっているようである。用語及び内容の見直しを検討されたい。	全施設	全担当課	これまでの経緯等を確認するとともに、現行の事務手続の運用等を精査し、必要に応じて例規等の見直し、運用方法の改善等を行う。
21	使用料減免の公正・公平性について	済	今後とも、同一課内、同一部局内のみならず、使用料の徴収及び減免については、公正・公平性を確保されるよう望む。	全施設	全担当課	これまで同様、あるいはそれ以上に、公正・公平性を確保するよう努める。